

名古屋市公共測量作業規程

名古屋市公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成２０年国土交通省告示４１３号）を準用する。

この場合において、準則の第１条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、「第３４条」とあるのは「第３３条第１項」と、同条第２項中「準則」とあるのは「規程」と読替え、「規程は、」の下に「名古屋市が行う」を加える。

第２条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第３条第２項中「準則」とあるのは「規程」と、第５条第３項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第７条中「準則」とあるのは「規程」と、第８条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、第１７条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第２項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則「平成２０年４月１日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読替えるものとする。

上記規程は、平成２１年２月６日付け国土交通大臣（国国地発第１０３４号）にて承認された。